

# 熊本県内を巡る1泊2日の旅

セキユリテ × 熊本大学 × 近畿日本ツーリスト



写真提供: ミュージックセキュリティーズ株式会社 ※写真・イラストはすべてイメージです。 ※熊大生は、熊本県内のみ同行いたします。

熊大生がアテンドします!

日程表		食事
9/8 (土)	日本航空625便 貸切バス ※現地発着の方は熊本城にて合流 羽田空港——熊本空港====○熊本城・熊本市役所(昼食)====◎川尻:和菓子の町で和菓子作り体験==== 08:05 09:50 10:20 11:00~12:50 13:20~14:40 ☆すずめの湯ファンド ====○阿蘇地獄温泉すずめの湯====ホテル 16:05~17:05 18:00 ホテル内宴会場にてご夕食(懇親会)	朝: × 昼: ○ 夕: ○
9/9 (日)	ホテルにて朝食 ☆千代の園酒造 熊本米「華錦」ファンド ☆黒毛和牛にらメンコファンド 日本航空632便 ホテル====○千代の園酒造と山鹿の街歩き(自由昼食)====○高田精肉店====熊本空港——羽田空港 09:30 10:50~13:00 13:50~14:10 14:40 15:35 17:15 ※現地発着の方は熊本駅解散 ====熊本駅 15:20 ☆熊大生は、熊本県内の区間のみ同行します	朝: ○ 昼: × 夕: ×

※天候・当日の道路状況等によりコース・時間に変更となる場合がございます。  
 ※記号について =:バス、——:航空機、……:徒歩、◎:入場観光、○:下車観光 ※食事の表記 朝:朝食 昼:昼食 夕:夕食 ×:食事なし

■旅行期間: 平成30年9月8日(土) ~ 9月9日(日) 1泊2日

■旅行代金: ① 現地(熊本)発着コース お一人様 35,000円  
 ② 羽田空港発着コース お一人様 71,000円  
 ※相部屋利用の場合の料金です。一人部屋利用の場合、+23,000円発生します。

\* 男女別の相部屋の旅行代金になります。部屋割りは原則、弊社にて決めさせていただきます。他に相部屋希望の方がいらっしゃらないなど、部屋定員未満でのご利用になる場合でも、追加代金はいただきません。  
 \* 同室者の組み合わせのご要望(例:喫煙の有無、年齢等)はお受けできませんので、予めご了承ください。  
 \* なお、お部屋を1名1室でご利用希望のお客様については、お部屋数に限りがございますので、お申込み手続き(お申込書とご入金)の先着順に受付します。部屋数がなくなり次第、受付を終了いたしますのでご了承ください。

■旅行代金に含まれるもの: ①宿泊代金:バス・トイレ付和室利用(定員4~5名利用) ②食事代金:朝食1回、昼食1回、夕食1回 ③観光代金:日程表に記載された観光時のガイド代、入場料金 ④バス代金:日程表に記載された観光バス料金 ⑤団体行動中の税金・チップ ⑥添乗員代金(全行程同行)  
 ※羽田空港発着コースの場合、往復航空券代(行程表記載区間)  
 ※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しいたしません。旅行代金算出基準日:平成30年7月4日  
 ■旅行代金に含まれないもの:上記以外に旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。  
 ①個人的性格の費用:飲物・クリーニング代、電話代等 ②手荷物超過料金 ③傷害、疾病に関する医療費 ④任意の旅行傷害保険料 ⑤現地発着の方は、合流地まで、解散地からの交通費

■宿泊予定ホテル:阿蘇プラザホテル(バス・トイレ付和室4~5名定員)  
 ■食事:朝食1回、昼食1回、夜1回 ■添乗員:同行します。  
 ■利用バス会社:熊本電気交通 ■利用予定航空会社:日本航空

■最少催行人員:①現地発着コース 30名様 ②羽田空港発着コース 30名様  
 ■申込期間:平成30年7月9日(月)~7月27日(金) ※定員になり次第締切とさせていただきます。 ■募集定員:40名様

■熊本大学からは現地ガイドとして男女学生が日程表記載区間をアテンドします。(写真は一般的な熊大生のイメージであり、街頭学生が担当するものではありません)

【お問い合わせ・お申込先】 株式会社近畿日本ツーリスト首都圏 千葉支店 TEL:043-227-9451

# セキュリティ被災地応援ファンドツアー1泊2日の旅

■募集期間：平成30年7月9日(月)～7月27日(金) \* 定員に達し次第、締め切らせていただきます。

■申込方法 別紙申込書 (Excel) にご記入の上、FAXまたはE-mailにてお申し込みください。

※申込書を弊社が受領した後、申込金の支払い方法等を記載した書類をお送りします。その後申込金をお支払いいただいた時点で正式なお申し込みとなります。(申込金額：旅行代金の20%)

(申込金・旅行代金残金 振込先口座)  
三菱UFJ銀行 振込第二支店 (普通) 8651654 口座名：株式会社近畿日本ツーリスト首都圏

管理番号 0440-1807-1002

## 【企画・協力】

ミュージックセキュリティーズ株式会社

## 【旅行企画・実施】

株式会社近畿日本ツーリスト首都圏  
千葉支店



旅行業公正取引  
協議会 会員



## 【お問い合わせ・お申込み先】

〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-3-8 日進センタービル6 F  
(株) 近畿日本ツーリスト首都圏 千葉支店

TEL：043-227-9451 FAX：043-222-9770 担当：吉村

観光庁長官登録旅行業第2053号 一般社団法人日本旅行業協会正会員

営業日・営業時間：月～金 09:00～17:45 (土日祝日休み)

\* 休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。

総合旅行業務取扱管理者：児玉 靖生、橋 清志、本間 竜二

\* 総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご相談ください。

## ご旅行条件書

### ■お申し込み

- 申込書に必要事項を記入の上、ご郵送ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。\* 申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとなります。(キャンセルされる場合は、ご連絡をお願いします。)
- 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助剤使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- 15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。) 15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。
- 本旅行は株式会社近畿日本ツーリスト首都圏が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- 当旅行により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会社(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

②通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。

④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。

■旅行代金・追加旅行代金  
申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①一人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日発表  
確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただしお出発7日前に際してお申の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお開せいただくれば手配状況についてご説明いたします。

■旅行代金内訳・代金の変更  
①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃、料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増減の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお知らせいたします。

②複数で申し込んだお客様の一部が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し付けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し付けます。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)  
お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)から8日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

①当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)  
下記の場合は取消料はいただきません。(一部例外)

①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～8に定める事項をいいます。

②旅行代金が増額された場合。

③当社が確定日発表を表記の日までに交付しない場合。

④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除  
次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例外)

①お客様の数が契約書面に記載された最少催行人員に達しなかったとき、この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行は13日目)に当日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

②旅行代金期末日までにお支払いいただけないとき

③申込条件の不適合

④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

### ■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関する賠償額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

### ■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一顧又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」日はいけません。

### ■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、旅行契約について未払いの金額は、変更補償金の額は、旅行代金の5%を限度とします。また、旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを超った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

### ■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

### ■お客様の交遊

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申し出について  
旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

### ■個人情報の取扱いについて

(1)当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、電話番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

(2)当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際に提供いただいた個人情報について、旅行手配およびお客さまとの連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアー提供の個人・企業(イベント主催企業等を含む)に提供いたします。

(3)当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただきます。ご了承ください。

(4)上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について  
この条件に定める以外の事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページhttp://www.knt.co.jpからもご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。